確定申告書等作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の申告書作成のための操作の手引き～

青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に確定申告書を作成する手順編

事業所得や不動産所得がある場合で、青色申告決算書又は収支内訳書を「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成した場合の所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成の操作手順を説明します。

国　税　庁

1　決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動して作成開始する場合 ---- 1
1.1　「印刷した後の作業について」画面 ---------- 1
1.2　「引継ぎ情報等の確認」画面 ---------- 2
2　保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合 ---------- 3
2.1　保存した決算書・収支内訳書データの読込方法 ---------- 3
2.2　税目選択 ---------- 5

1　決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動して作成開始する場合

1.1　「印刷した後の作業について」画面

「決算書・収支内訳書作成コーナー」で青色申告決算書又は収支内訳書を作成し、「印刷した後の作業について」と表示された最後の画面から、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー」へ移動し、引き続き所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成を開始することができます。

なお、「決算書・収支内訳書作成コーナー」の操作方法については、「決算書・収支内訳書作成コーナー」の操作の手引きをご覧ください。

①　「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成したデータを保存します。
　この画面で一旦作成を中断し、後で所得税の確定申告書を作成される場合には、こちらの画面で保存したデータを使用してください（3ページ「2　保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合」参照。）。
　なお、引き続き所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成される場合でも、データを保存することをお勧めします。

②　「所得税の確定申告書を作成する」ボタンをクリックすると、2ページ「1.2『引継ぎ情報等の確認』画面」へ進みます。

1.2　「引継ぎ情報等の確認」画面

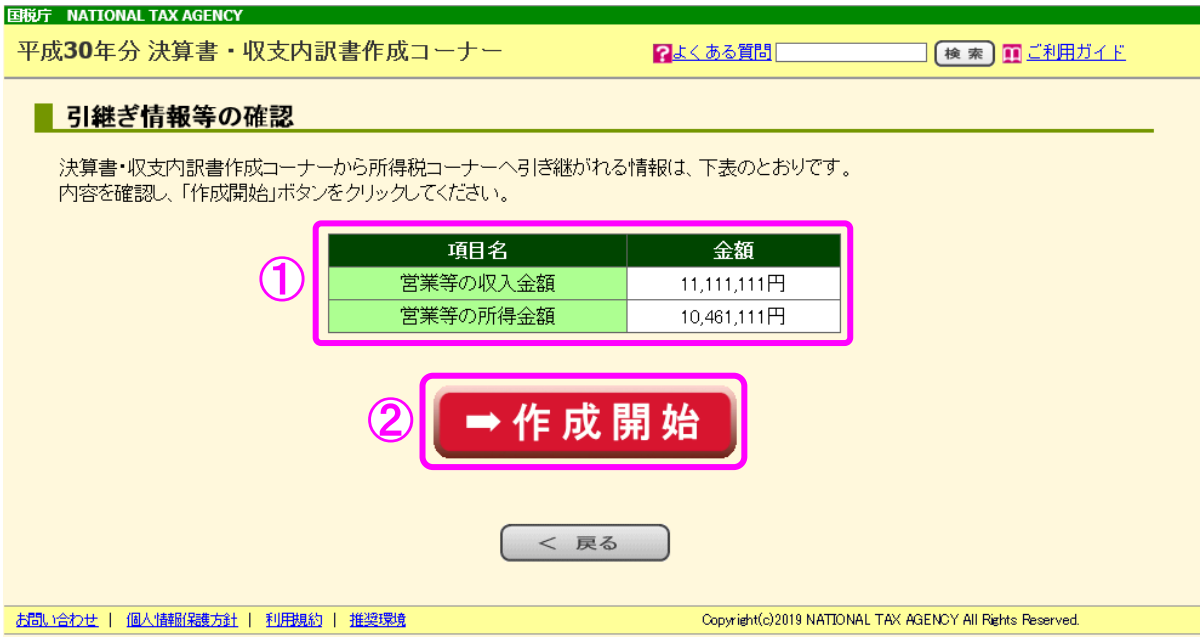

①　「決算書・収支内訳書作成コーナー」で作成したデータのうち、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ引き継ぐことができる項目が表示されていますので、内容を確認します。

②　「➡作成開始」ボタンをクリックすると、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。
　以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。

2　保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合

2.1　保存した決算書・収支内訳書データの読込方法

決算書又は収支内訳書の作成が完了し、データ（拡張子.data）を保存している場合、そのデータを使用して所得税の確定申告書の作成を開始することができます。

①　「保存データを利用して作成」ボタンをクリックすると、次の「保存データ利用方法の選択」画面が表示されます。

②　「作成再開」ボタンをクリックすると、次の「保存データの読込」画面が表示されます。

【本年分の保存データの読込】画面

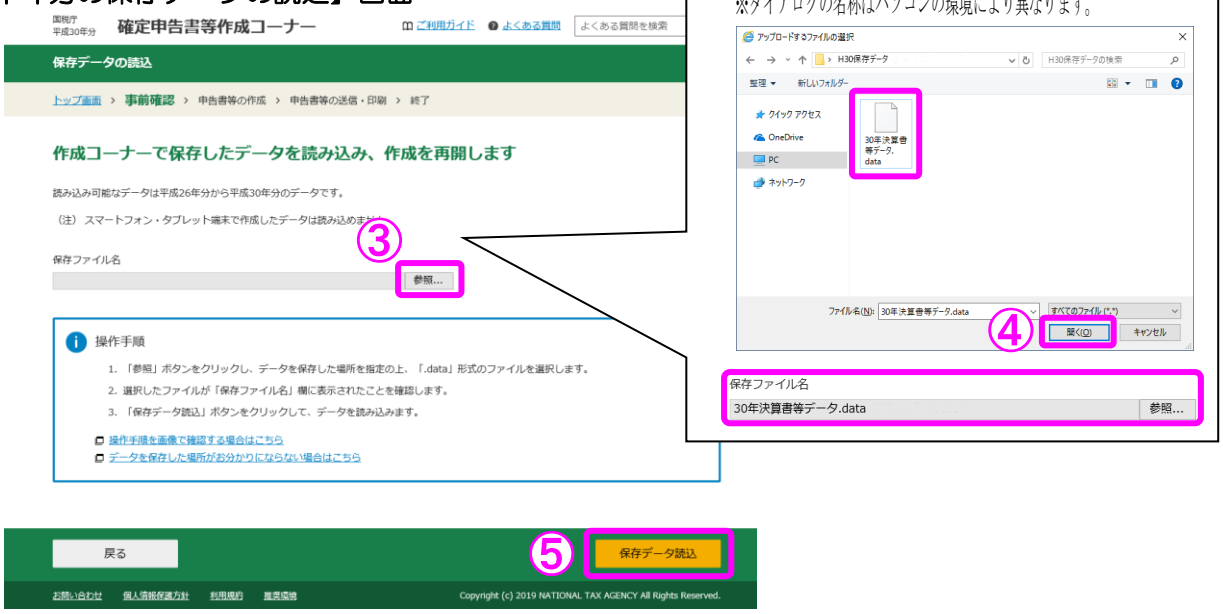

③　「参照」ボタンをクリックすると、ファイルを選択するダイアログが表示されます。

④　読み込む平成 30 年分の決算書又は収支内訳書データを選択し、「開く」ボタンをクリックすると、「保存ファイル名」欄にファイル名が表示されます。

⑤　「保存データ読込」ボタンをクリックすると、5 ページ「2.2　税目選択」へ進みます。

2.2　税目選択

※１　青色申告決算書・収支内訳書の「作成再開」ボタンをクリックすると、作成した決算書又は収支内訳書のデータを訂正・確認することができます。

※２　消費税の確定申告書及び贈与税の申告書の「作成開始」ボタンについては、決算書又は収支内訳書データの作成（又は所得税及び復興特別所得税の確定申告書データの作成）が完了していないと表示されません。
　なお、各ボタンをクリックすると、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を利用して各申告書の作成を開始することができます。

①　所得税の確定申告書の「作成開始」ボタンをクリックすると、次の「過去の年分のデータの確認」画面が表示されます。

【過去の年分のデータの確認】画面

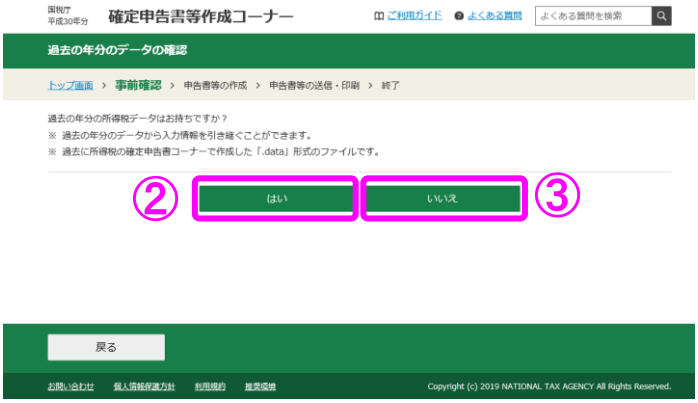

②　所得税（及び復興特別所得税）の平成 29 年分、28 年分、27 年分又は 26 年分のデータがある（かつ読み込む）場合には「はい」をクリックします。
　クリック後は「確定申告書データの読込」画面へ進みます。

③　所得税（及び復興特別所得税）の平成 29 年分、28 年分、27 年分又は 26 年分のデータがない（又はあるけど読み込まない）場合には「いいえ」をクリックします。
　クリック後は「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。
　以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。